

【令和6年度】

富山県副業・兼業人材活用促進事業費補助金

(令和6年4月)

富山県では、県内中小企業等が富山県人材活躍推進センターに設置した富山県プロフェッショナル人材戦略本部への相談を通じて、副業・兼業人材と業務委託を行う際、登録人材ビジネス事業者へ支払う経費の一部を助成します。

補助対象・補助対象経費・補助率・補助限度額

<補助対象>

富山県内に事業所を有する中小企業、医療法人、社会福祉法人または個人事業主等

補助対象経費	補助率	補助限度額
補助事業者が副業・兼業人材との業務委託契約等締結の際、登録人材ビジネス会社へ支払う人材紹介手数料	補助対象経費の2分の1以内	副業・兼業人材1名につき88,000円

※1 補助事業者当たり 副業・兼業人材3名まで

申請期間・申請方法

○申請期間

令和6年4月1日から令和7年3月10日

※補助金交付決定額が予算額に達した時点で募集を停止します

○申請方法

補助金の交付申請は、契約（契約の内定を含む。）日から、就業を開始する日の前日※までに次の①～④いずれかの方法で申請してください。

※当該日が土曜日、日曜日、祝日等の場合は、その前日

①電子申請 ②提出書類を電子メールで送付 ③提出書類を郵送 ④提出書類を持参
（電子メール送付先アドレス、郵送・持参先住所は下記【申請・問い合わせ先】をご参照下さい）

補助金額の例

補助金額は補助対象経費の1/2の額となります（※88,000円が上限）

【例1】業務委託契約期間：6か月間、人材紹介手数料：3万円/月

補助金額：88,000円

補助対象経費：180,000円（30,000円×6か月間）

180,000円×1/2（補助率）＝90,000円 → **88,000円（補助限度額）**

【例2】業務委託契約期間：12か月間、人材紹介手数料：5万円/人

補助金額：25,000円

補助対象経費：50,000円

50,000円×1/2（補助率）＝**25,000円**

■詳細は、富山県ホームページをご確認ください。

富山県 副業・兼業補助金

検索

【申請・問い合わせ先】

富山県商工労働部労働政策課雇用推進係

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7（県庁東別館2階）

TEL: 076-444-8897 E-mail: arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp

